

# 羽村市立羽村第一中学校 P T A 会則

## 第1章 名称

第1条 この会は、羽村市立羽村第一中学校 PTA と称し、事務局を同校内に置く。

## 第2章 目的

第2条 この会は、学校と家庭が力をあわせて、生徒の幸福を増進し、あわせて会員の教養の向上と親睦を図る。

## 第3章 性格

第3条 この会は、営利的、宗教的及び政治的活動は行わない。

第4条 この会は、学校の管理及び運営に干渉しない。

## 第4章 活動

第5条 この会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 家庭、学校及び地域における生徒の健全育成
- (2) 教育環境の整備
- (3) 会員の研修及び親睦
- (4) 活動の連絡や広報
- (5) 他校 PTA との連携
- (6) その他必要な活動

## 第5章 会員

第6条 この会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者及び教員で組織する。

## 第6章 役員

第7条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名（保護者2名・教員1名）
- (3) 書 記 5名（保護者3名・教員2名）
- (4) 会 計 2名

第8条 役員は、細則に定める役員候補者推薦委員会が、会員の中から推薦し、総会の承認を得る。

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 書記は、運営委員会の記録、報告及びその他の事務を処理する。
- (4) 会計は、この会の収支を記録し、総会に報告する。

## 第7章 会計監査委員

第10条 会計監査委員は2名とし、役員と同じく役員候補者推薦委員会が会員の中から推薦し、総会の承認を得る。又、会計監査委員はその年度の本部役員、運営委員、専門委員、学年委員、支部長、役員候補者推薦委員には選出されない。

2 会計監査委員は、会計を監査し、総会に報告する。

## 第8章 総会

第11条 総会は、この会の最高議決機関であって、会長が召集する。

2 総会の定足数は、会員の過半数とする。

第12条 定期総会は、年一回5月に開催し、次の事項を行う。

- (1) 役員及び会計監査委員の承認
- (2) 事業及び決算報告の承認
- (3) 事業計画及び予算の審議決定
- (4) その他必要な事項

第13条 臨時総会は、会員の5分の1以上の要求もしくは運営委員会が必要と認めたとときに開催する。

## 第9章 役員会

第14条 この会の役員で役員会を構成し、会長が召集する。

2 役員会は、必要に応じ、この会の運営について協議し、運営委員会に提出する。ただし、緊急を要する事項については処理することができる。

## 第10章 運営委員会

第15条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であって、会長が召集する。

第16条 運営委員会は、役員並びに専門委員会、学年委員会より正副委員長を含め各3名、及び支部長をもって構成し、次の事項を行う。

- (1) 総会に提出する議案の審議
- (2) 事業の実施計画の審議、決定
- (3) 役員に欠員が生じた場合の補充
- (4) その他必要な事項

第17条 運営委員会は、必要あるときは、特別委員会を設けることができる。

## 第11章 専門委員会

第18条 この会に次の専門委員会を置く。

- (1) 広報委員会
- (2) 研修委員会
- (3) 校外生活委員会

2 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 広報及び研修委員会は、学級選出の保護者各1名と教員。
- (2) 校外生活委員会は、支部選出の保護者各1名と教員

3 各委員会に、委員長1名、副委員長、書記及び会計を置く。ただし副委員長以下の人数は任意とし、書記及び会計の設置も自由である。その選出は委員の互選による。

第19条 専門委員会の活動は、次のとおりとする。

- (1) 広報委員会は、会報の発行及びそのための広報活動
- (2) 研修委員会は、会員の教養を高めるための活動
- (3) 校外生活委員会は、地域における生徒の健全育成活動

## 第12章 学年委員会

第20条 学年委員会は、学級委員と担当教師で構成し、委員長1名、副委員長、書記及び会計を置く。ただし、副委員長以下の人数は任意とし、書記及び会計の設置も自由である。その選出は委員の互選による。

2 学年委員会は、次の活動を行う。

- (1) 学校と家庭との連絡を密にするための活動
- (2) 学級間の連携
- (3) その他学年として必要な活動

## 第13章 学級

第21条 学級は、各学級の保護者と担当教師で構成する。

2 学級に委員2名を置く。

3 学級の活動は、この会の目的にそって、各学級で決定する。

## 第14章 支部

第22条 学区内を活動にそくして区分し、支部を置く。

2 支部は、その区域内に居住する会員で組織する。

3 支部に、支部長及び副支部長を置く。その他の支部役員については支部で決定する。

4 支部活動は、この会の目的にそって、支部で決定する。

5 その他、この会の活動に協力する。

## 第15章 会計

第23条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

第24条 会費は、一世帯あたり月額 150 円とする。

第25条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第16章 議決

第26条 総会、運営委員会、専門委員会及び学年委員会の議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

## 第17章 任期

第27条 役員及び委員の任期は、1 カ年とする。ただし、再任は妨げない。

## 第18章 会則の改正

第28条 この会則の改正は、総会出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

## 第19章 雑則

第29条 校長は、すべての会に出席して意見を述べることができる。

第30条 慶弔規定については、運営委員会で定める。

## 付 則

この会則は、平成 9 年 5 月 17 日から施行する。

平成 11 年 5 月 15 日 役員候補者推薦委員会に関する改定

平成 17 年 5 月 21 日 第 10 章・第 11 章・第 12 章 運営委員会と各委員会の構成及び人数に関する改定

平成 23 年 5 月 7 日 第 7 章・第 10 条 会計監査委員の選出に関する改定

## 細 則

(役員候補者推薦委員会)

1. 役員候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）は、次年度の役員候補者を次年度の会員の中から推薦する。
2. 推薦委員の構成は以下のとおりとする。  
支 部：各支部から各 1 名  
学 校：1 名
3. 推薦委員会の構成は以下のとおりとし、委員の互選により決定する。  
委 員 長：1 名  
副委員長：2 名  
書 記：2 名
4. 第 1 回の推薦委員会は、会長が召集する。
5. この細則は、平成 11 年 5 月 5 日より施行する。  
平成 23 年 5 月 7 日 推薦委員の構成改定

## 慶弔内規

次の場合は、運営委員会の決定により実施することができる。

1. 表彰・感謝について
  - 1) 会員で、PTA 活動のための功績顕著なもの。
  - 2) 生徒で、他の生徒の模範となる事実があったとき。
  - 3) 部活動において成績が優秀と認められ、全国大会もしくはそれと同等以上の大会に出場したとき、該当部に対して 2 万円、個人（ダブルス等を含む）で出場した場合はその個人に対して 1 万円の褒賞金をお渡しする。
  - 4) その他、会長において表彰、感謝の必要ありと認めたとき。
2. 弔意及び見舞いについて
  - 1) 会員及び生徒の死亡のとき。
  - 2) 教員が引き続き 1 カ月以上病欠勤のとき。
  - 3) その他、会長が必要と認めたとき。
3. 内規の変更は運営委員会の議決による。
4. この内規は、昭和 59 年 6 月 13 日より施行する。  
平成 12 年 9 月 1 日 表彰・感謝について改定  
平成 17 年 5 月 21 日 表彰・感謝について改定